

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社浅沼組
代表者及び住所 大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル
代表取締役 浅沼 誠
2. 指名停止措置期間 : 令和4年9月26日から令和4年10月25日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社浅沼組の元営業所長は、千葉営業所長だった令和2年4月、千葉県市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社浅沼組の元営業所長が、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

○問い合わせ先

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
TEL06-6942-1141

近畿地方整備局

総務部契約課長

山腰 祐司(内線 2511)

総務部契約課建設専門官

濱口 哲至(内線 2512)